

議案第 71 号

城陽市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について

城陽市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 月 18 日提出
(2023年)

城陽市長 奥田 敏晴

城陽市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 城陽市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年城陽市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、 <u>100</u> 分の <u>165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、 <u>100</u> 分の <u>175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

第2条 城陽市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、 <u>100</u> 分の <u>175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、 <u>100</u> 分の <u>170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の城陽市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年（2023年）12月1日から適用する。

（内扱）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の城陽市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

提案理由

令和5年（2023年）の人事院勧告にかんがみ、国家公務員及び近隣市町の給与改定の動向を考慮し、議員の期末手当を改定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔議員報酬、費用弁償及び期末手当〕

第203条 略

②・③ 略

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

参考資料

城陽市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部改正条例要綱

令和5年人事院勧告に係る改正

期末手当支給率の改正

<改正前>

	6月期	12月期	年間合計
議員	165 /100	165 /100	330 /100

<令和5年12月1日適用>

	6月期	12月期	年間合計
議員	165 /100	175 /100	340 /100

<令和6年4月1日施行>

	6月期	12月期	年間合計
議員	170 /100	170 /100	340 /100